

令和6年4月19日

株式会社リョウワ
代表取締役社長
五味 達也

ご 報 告

令和3年6月6日から翌7日に発生しました当社工場での排水漏洩事故の件につきまして、近隣の皆様、関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

上記事故につきまして、すでに一部報道がありましたとおり、令和6年3月27日、当社と代表取締役五味達也の過失により工場排水を漏洩させたことが水質汚濁防止法に違反するとして、略式起訴がなされ、令和6年4月10日、当社に対し罰金200,000円、代表取締役に対してが罰金200,000円の各判決を受けました。

その後、同月18日に納付告知書を受領しましたので、本日、上記各罰金の全額を納付致しました。

当社としましては、改めて重大な事故を引き起こしてしまったことの責任を痛感するとともに、今後も引き続き再発防止を徹底して参る所存です。

また、これまで公表させていただいております上川、周辺水路及び当社工場構内の水質調査結果につきましても、引き続き当ホームページにて公表させていただくなど、近隣の皆様、関係者の皆様に少しでも安心していただけるよう努めて参ります。

改めまして今回の工場排水漏洩事故で大変なご迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫び申し上げます。

以上、略儀ながら、上記略式起訴についてご報告させていただきます。